

輸出促進法改正による支援



2023年2月27日

農林水産省

目 次



農林水産物・食品の輸出状況（概要）……………p 2～

2022年 1 -12月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産物・食品 輸出額の推移

2022年の農林水産物・食品 輸出額（1 -12月）品目別

2022年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要……………p 7～

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

日本政策金融公庫によるスタンダードバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

品目団体輸出力強化支援事業

（参考）R 3 補正・R 4 当初品目団地亞輸出力強化支援事業等の交付決定者

2022年1-12月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産省
輸出・国際局



2022年1-12月の輸出実績は、1兆4,148億円を記録し、過去最高を記録しました。
(2021年1-12月実績：1兆2,382億円)

	金額	前年差	前年比
1 - 12月累計 (少額貨物輸出額を含む)	1兆4,148億円	+1,766億円	+14.3%

	少額貨物	前年比
1-12月	767億円	+1.5%

全体の状況（1-12月）

- 関係者からの聴き取りによると、多くの国・地域で、外食向けがコロナによる落込みから回復したこと、小売店向けやEC販売等の販路への販売が引き続き堅調だったこと等に加えて、円安による海外市場での競争環境の改善も追い風となり、農産物、林産物、水産物共に多くの品目で輸出額が伸び、総額も伸びた。
- 品目別の輸出額では、水産物は中国及び米国向け、アルコール飲料は中国向け、青果物は香港及び台湾向け、牛乳・乳製品はベトナム向けの伸びが大きい。香港向けが上半期を中心にコロナによる外食規制、欧米向けが下半期からインフレによる消費減退の影響を受けた。
- 日本政府が政府一体で進めてきた輸出拡大の取組（輸出支援プラットフォームの設立、水産加工施設等の整備など）も輸出を後押し。

品目別の状況（1-12月）

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額（増加率）	主な増加要因
ホタテ貝（生鮮等）	+271億円 (+42.4%)	米国の生産減少により、米国及び中国向けが増加したことに加え、国内主産地である北海道の生産も順調
ウィスキー	+99億円 (+21.5%)	世界的な知名度向上により、従来の中国、米国といった輸出先に加えて、シンガポール、英国向けも拡大
青果物	+91億円 (+24.3%)	香港、台湾を中心にりんごやいちご等の贈答用・家庭内需要等により輸出が増加
ぶり	+81億円 (+32.7%)	回復した米国の外食需要に対して、冷凍ぶりフレの輸出が増加
清涼飲料水	+76億円 (+18.8%)	米国向けの茶飲料やサイダー等の加糖飲料の輸出が増加
牛乳・乳製品	+75億円 (+30.9%)	ベトナムを中心としたアジアで粉ミルク、またアジアを中心にアイスクリームその他氷菓の輸出が増加
日本酒	+73億円 (+18.2%)	小売店向けやEC販売の増加等により、中国及び米国向けが増加
真珠	+67億円 (+39.1%)	従来取引の中心を担っていた展示会に代わり、業者間での直接取引が拡大

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額（減少率）	主な減少要因
さば	▲32億円 (▲14.6%)	漁獲量の減少により、浜値が上昇し、アフリカや東南アジア向けが減少
かつお・まぐろ類	▲26億円 (▲12.6%)	ビンガ、かつおの漁獲量の減少により輸出も減少傾向
牛肉	▲22億円 (▲4.0%)	カンボジア輸出の減少や、米国の物価高等による消費減退が影響
貝柱調製品	▲21億円 (▲34.4%)	香港の外食規制により、会食需要が減少

国・地域別の状況（1-12月）

輸出額の増加が大きい主な国・地域

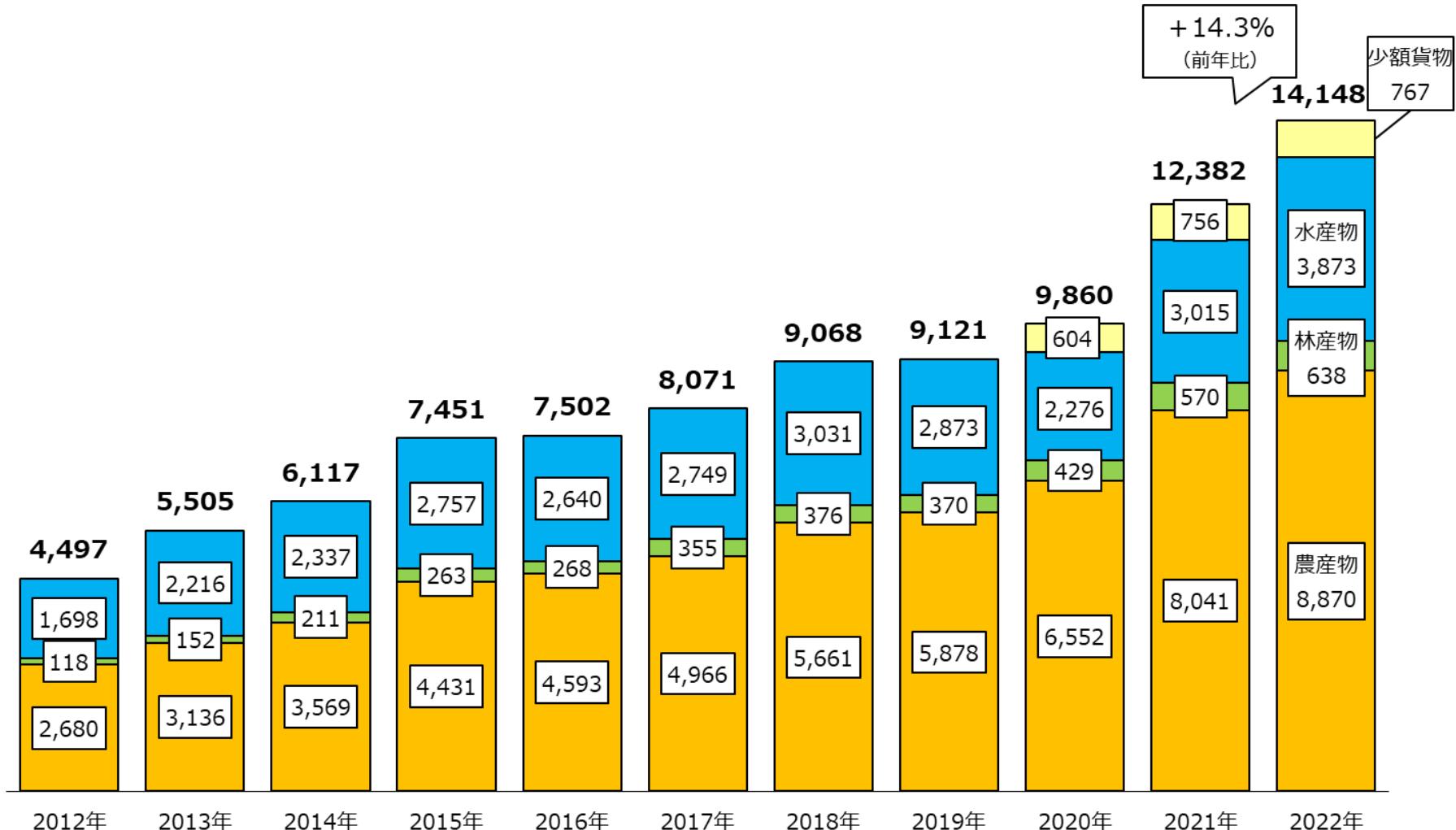
国・地域	増加額	主な増加品目
中国	+559億円	ホタテ貝（生鮮等）、なまこ（調製）、日本酒
アメリカ	+256億円	ぶり、ホタテ貝（生鮮等）、清涼飲料水
台湾	+244億円	ホタテ貝（生鮮等）、牛肉、たまねぎ
シンガポール	+153億円	ウィスキー、牛乳・乳製品、牛肉
韓国	+140億円	ホタテ貝、たい、ビール

輸出額の減少が大きい主な国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
香港	▲ 104億円	たばこ、なまこ（調製）、日本酒
カンボジア	▲ 88億円	牛肉
ロシア	▲ 31億円	インスタントコーヒー

農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2022年の農林水産物・食品 輸出額（1－12月）品目別

農林水産省
輸出・国際局

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
加工食品	505,167	+9.9
アルコール飲料	139,224	+21.4
日本酒	47,492	+18.2
ウィスキー	56,078	+21.5
焼酎（泡盛を含む）	2,172	+24.4
ソース混合調味料	48,380	+11.2
清涼飲料水	48,215	+18.8
菓子（米菓を除く）	27,991	+14.6
醤油	9,396	+2.8
米菓（あられ・せんべい）	5,503	▲ 2.4
味噌	5,077	+14.1
畜産品	126,827	+11.3
畜産物	96,820	+8.6
牛肉	52,019	▲ 4.0
牛乳・乳製品	31,926	+30.9
鶏卵	8,546	+42.4
豚肉	2,326	▲ 10.6
鶏肉	2,003	+0.6
穀物等	62,696	+12.2
米（援助米除く）	7,382	+24.4
野菜・果実等	68,702	+20.6
青果物	47,492	+24.3
りんご	18,703	+15.4
ぶどう	5,390	+16.4
いちご	5,242	+29.1
もも	2,897	+24.8
かんしょ	2,789	+12.6
ながいも	2,690	+16.3
なし	1,346	+40.1
かんきつ	1,272	+15.5
かき	1,189	+50.0

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
その他農産物	123,612	+4.9
たばこ	12,710	▲ 12.7
緑茶	21,887	+7.2
花き	9,143	+7.5
植木等	7,385	+6.6
切花	1,514	+12.7
林産物	63,761	+11.9
丸太	20,559	▲ 2.4
合板	11,054	+46.9
製材	9,191	▲ 5.8
木製家具	6,893	+26.6
水産物（調製品除く）	300,448	+28.7
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	91,052	+42.4
ぶり	36,256	+32.7
真珠（天然・養殖）	23,753	+39.1
さば	18,802	▲ 14.6
かつお・まぐろ類	17,845	▲ 12.6
いわし	11,630	+56.2
たい	7,475	+48.3
さけ・ます	6,675	+88.5
すけとうたら	3,061	+53.3
さんま	285	▲ 55.1
水産調製品	86,878	+27.8
なまこ（調製）	18,405	+18.6
ホタテ貝（調製）	16,807	+108.0
練り製品	12,266	+9.0
貝柱調製品	3,914	▲ 34.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「鶏卵」、「豚肉」、「鶏肉」、「かんしょ」、「かき」の金額はそれぞれの加工品を含む金額。
「青果物」、「かんしょ」、「かき」の前年同月比は加工品を除く金額で算出

※「ぶり」の金額はぶり（活）を含む金額。但し、前年同月比はぶり（活）を除く金額で算出

2022年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産省
輸出・国際局



順位	2022年1-12月（累計）							2022年12月（単月）				
	輸出先	輸出額（億円）	金額構成比（%）	前年同期比（%）	輸出額内訳（億円）			輸出額（億円）	前年同月比（%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	2,783	20.8	+25.2	1,671	241	871	235	+18.0	159	21	55
2	香港	2,086	15.6	▲ 4.8	1,315	16	755	232	+8.6	138	2	92
3	アメリカ合衆国	1,939	14.5	+15.2	1,323	76	539	158	▲ 10.2	106	5	47
4	台湾	1,489	11.1	+19.6	1,102	41	346	208	+17.4	167	5	36
5	ベトナム	724	5.4	+23.8	500	9	216	75	+2.8	54	1	21
6	大韓民国	667	5.0	+26.6	379	44	244	77	+18.0	39	4	34
7	シンガポール	562	4.2	+37.3	459	6	96	51	+13.2	40	1	10
8	タイ	506	3.8	+14.9	262	9	235	43	+6.7	26	1	15
9	フィリピン	314	2.3	+51.6	135	150	29	29	+32.1	13	13	3
10	オーストラリア	292	2.2	+27.1	250	3	39	27	+3.8	21	0	5
-	EU	680	5.1	+8.2	535	16	129	57	+0.3	47	1	9

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要



1. 制定及び改正の背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向けては、輸出先国による食品安全等の規制等に対応する必要があることから、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定等について、政府が一体となって取り組むための体制を整備するために制定（2020年4月施行）。
- ・2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標に向け、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やプランディング等を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する新たな金融上の措置等、更なる輸出拡大に向けた施策を強化するために改正。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。
- ・民間の登録発行機関による輸出証明書の発行も可能とする。**【改正法で措置】**

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が輸出事業計画を作成し、当該計画の認定を受けた場合に、以下の支援措置を講ずる。
 - ・日本政策金融公庫による長期・低利の、設備資金・長期運転資金・海外子会社等への出資・転貸に必要な資金や債務保証
 - ・食品等流通合理化促進機構による債務保証
 - ・農地転用手続のワンストップ化**【改正法で措置】**

IV 認定農林水産物・食品輸出促進団体【改正法で措置】

- ・輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定輸出促進団体）として認定する。
- ・認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。

V 施行日

- ・令和2年4月1日から施行。
- ・改正法については令和4年10月1日から施行。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

1 貸付対象者 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）

2 貸付限度額 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）

3 資金使途 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であつて次に掲げるもの

① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用

例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用

② 長期運転資金

例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）

③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金

（転貸に必要な資金の使途は①・②。）

4 償還期限

25年以内（うち据置期間3年以内）

（中小企業者は、10年超25年以内）

保証機関
(県信用保証協会等)

保証料立替払
信用保証

公庫
民間金融機関

融資

保証料支払
融資※

事業者
輸出向け施設の整備、
試作品の製造、増加経費
(原材料費、人件費) 等

市場調査、サンプル輸出等

長期運転資金（転貸）

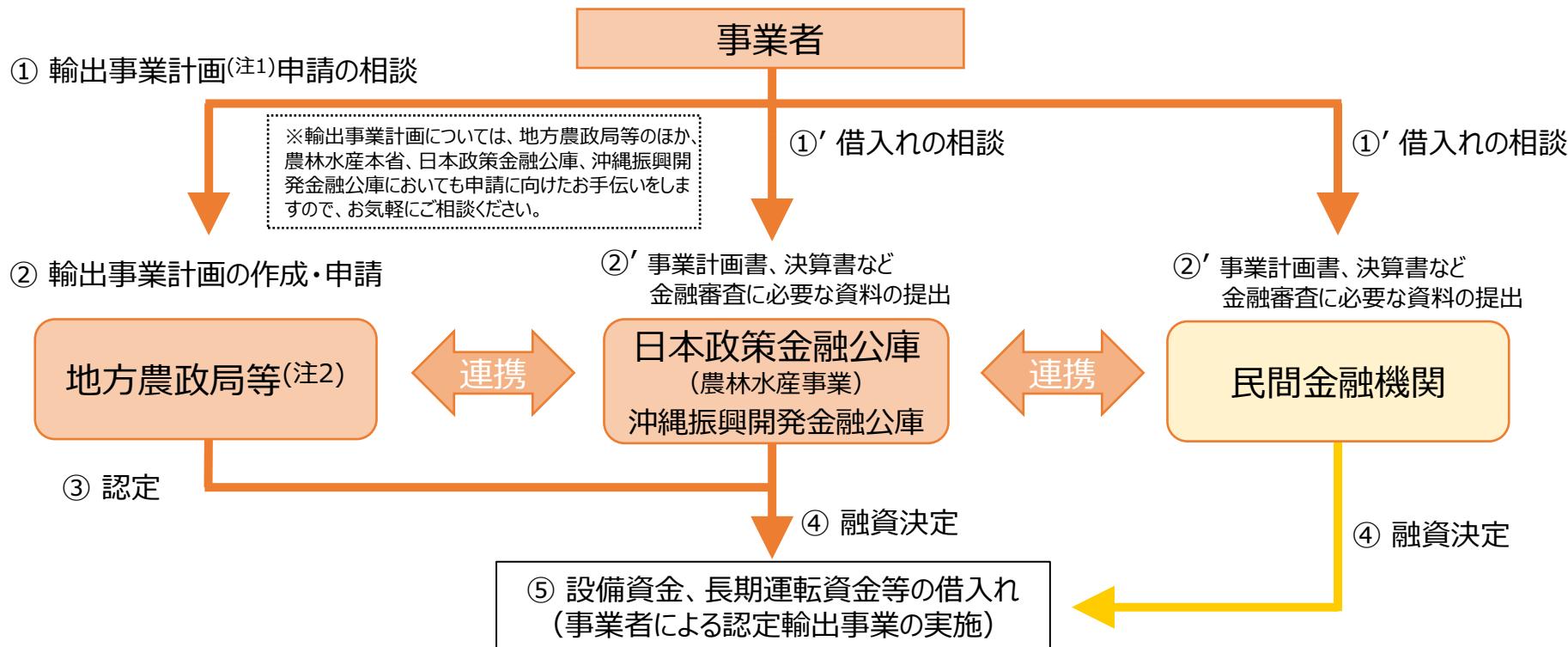
輸出先国・地域
海外子会社の
現地活動

※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置 (租税特別措置法にて別途措置)

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 令和4年10月1日から令和6年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
 - ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |

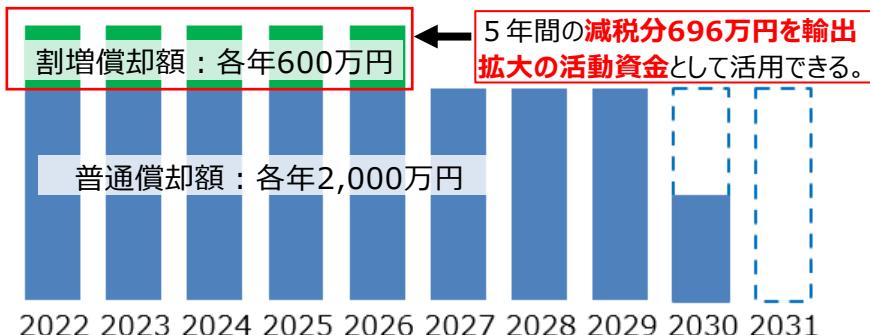
割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額 $(2,000\text{万円}) \times \text{割増償却率} (30\%) = 600\text{万円}$

※2 割増償却額 $(600\text{万円}) \times \text{法人税率} (23.2\%) = 139\text{万円}$

特例の適用イメージ



輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

- 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 輸出事業に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等に前広にご相談ください。
- また、税制特例の適用については、取得等した機械・装置、建物等を輸出事業の用に供しているか、毎年度（供用日から5年間）、地方農政局等の証明を受ける必要があります。

フロー図

事業者

取得前

① 輸出事業計画^(注1)作成の相談

取得等したい機械・装置等が税制特例の対象となるかどうか等を相談しながら作成してください。

② 輸出事業計画の申請

③ 認定

輸出事業の実施

④ 税制特例を受ける輸出事業用資産の利用実績の報告（証明の申請）

※供用日以後5年以内の日の属する各年において必要です。

⑤ 輸出事業の用に供していることの証明

※当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることが証明された年度のみ税制特例が適用となります。

⑥ 税務申告

地方農政局等^(注2)

税務署

(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）



- 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、認定輸出事業者の海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

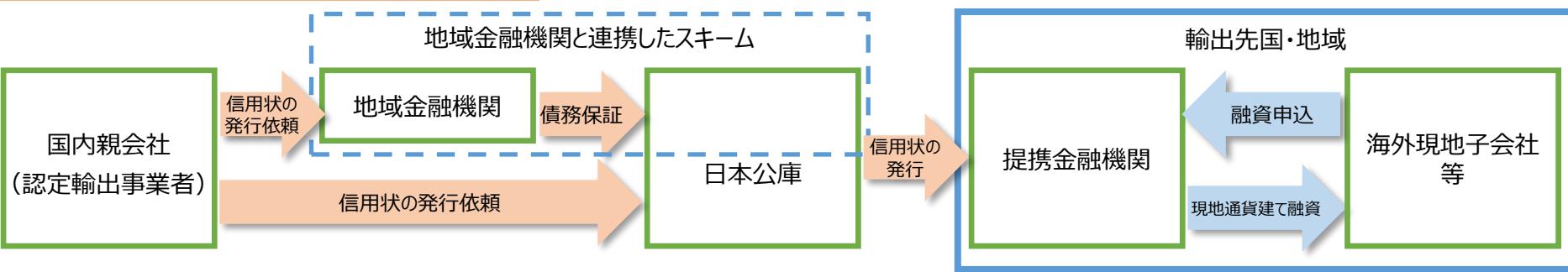
■ 海外での円滑な資金調達
日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。

■ 為替リスクの回避
現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。

■ 国内親会社の財務体質の改善
海外現地子会社等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。

■ 海外での経営管理体制の強化
本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図



提携金融機関

- 平安銀行（中国） ■ インドステイト銀行（インド） ■ バンクネガラインドネシア（インドネシア） ■ 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
- 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ KB 國民銀行（韓国） ■ CIMB 銀行（マレーシア）
- パノルテ銀行（メキシコ） ■ メトロポリタン銀行（フィリピン） ■ ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■ 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ） ■ ベト・イン・バンク（ベトナム） ■ HD バンク（ベトナム）（本店所在地の英語名のアルファベット順）

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林資産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請

↑
輸出促進法※第43条に基づき認定

主務大臣 (農林水産大臣・財務大臣(酒類のみ))

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

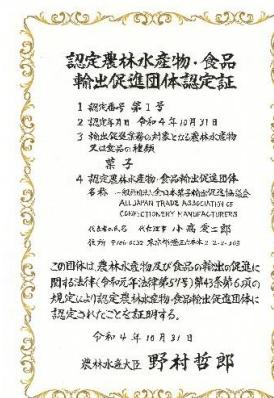
- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、
- ③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

令和4年10月の制度開始後、15品目7団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
(一社) 日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※

※りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜



認定証授与式（農林水産物等輸出促進全国協議会総会内で実施）

＜対策のポイント＞

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※認定された団体及び認定に向け取り組む団体

＜支援メニュー＞

- ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定・普及
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験
- ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容

国

定額、1/2

民間団体等

＜事業イメージ＞

- | | |
|-----|--|
| ①-例 | ・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、内装材・外装材などの製品規格等に関する調査
・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査 |
| ②-例 | ・輸出先国において、日本産青果物の产地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入・普及
・日本産ほたて貝製品の偽造品の流通防止対策 |
| ③-例 | ・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たす養殖実証 |
| ④-例 | ・バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等
・コメ・コメ加工品の情報やECサイトを集約したプラットフォームサイトの構築 |
| ⑤-例 | ・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討
・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や構成員による実装に必要な認証取得への支援 |
| ⑥-例 | ・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の产地データベースの構築等 |
| ⑦-例 | ・現地マーケットや規制に精通する専門家による会員への相談対応 |
| ⑧-例 | ・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証 |
| ⑨-例 | ・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等 |

現地でのPR活動



包材の規格化（イメージ）



バイヤー向けセミナー・商談会



(参考) R3補正・R4当初品目団体輸出力強化支援事業等の交付決定者



令和3年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」、令和4年度当初予算「品目団体輸出力強化支援事業」の交付決定者は以下の14団体。
これらの団体が認定品目団体を目指していく中心的な役割を担うことが期待される。

団体名

日本畜産物輸出促進協議会

日本養殖魚類輸出推進協会

(一社) 日本青果物輸出促進協議会 ★12/5認定

(一社) 日本真珠振興会 ★10/31認定

(一社) 全国花き輸出拡大協議会 ★12/5認定

(一社) 全日本菓子輸出促進協議会 ★10/31認定

日本茶輸出促進協議会

全日本カレー工業協同組合

(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
★12/5認定

全国味噌工業協同組合連合会

(一社) 日本木材輸出振興協会 ★10/31認定

全国醤油工業協同組合連合会

日本ほたて貝輸出振興協会

日本酒造組合中央会 ★12/5認定